

平成 26 年 度

実 質 収 支 に 関 す る 調 書

実 質 収 支 に 関 す る 調 書

平成26年度東京都一般会計

区	分	金 額
1	歳 入 総 額	6,546,693,244,890 ^円
2	歳 出 総 額	6,403,917,878,290
3	歳 入 歳 出 差 引 額	142,775,366,600
4	(1) 継続費通次繰越額	-
	(2) 繰越明許費繰越額	26,313,983,000
	(3) 事故繰越し繰越額	622,928,000
	計	26,936,911,000
5	実 質 収 支 額	115,838,455,600
6	実質収支額のうち地方自治法第233条の2の規定による基金繰入額	-

備考： 決算書の翌年度繰越額と本調書4 翌年度へ繰越すべき財源との差額は未収入特定財源である。

翌年度繰越額	翌年度へ繰越すべき財源	未収入特定財源
38,889,911,000円	26,936,911,000円	11,953,000,000円

平成26年度東京都特別区財政調整会計

区	分	金 額
1	歳 入 総 額	981,602,646,000 ^円
2	歳 出 総 額	981,602,646,000
3	歳 入 歳 出 差 引 額	0
4	(1) 継続費通次繰越額	-
	(2) 繰越明許費繰越額	-
	(3) 事故繰越し繰越額	-
	計	-
5	実 質 収 支 額	0
6	実質収支額のうち地方自治法第233条の2の規定による基金繰入額	-

平成26年度東京都地方消費税清算会計

区 分	金 額	
1 歳 入 総 額	1,294,016,267,275	円
2 歳 出 総 額	1,154,853,117,212	
3 歳 入 歳 出 差 引 額	139,163,150,063	
4 翌年度へ繰越すべき財源	(1) 継続費通次繰越額	-
	(2) 繰越明許費繰越額	-
	(3) 事故繰越し繰越額	-
	計	-
5 実 質 収 支 額	139,163,150,063	
6 実質収支額のうち地方自治法第233条の2の規定による基金繰入額	-	

平成26年度東京都小笠原諸島生活再建資金会計

区 分	金 額	
1 歳 入 総 額	729,511,994	円
2 歳 出 総 額	13,000,000	
3 歳 入 歳 出 差 引 額	716,511,994	
4 翌年度へ繰越すべき財源	(1) 継続費通次繰越額	-
	(2) 繰越明許費繰越額	-
	(3) 事故繰越し繰越額	-
	計	-
5 実 質 収 支 額	716,511,994	
6 実質収支額のうち地方自治法第233条の2の規定による基金繰入額	-	

平成26年度東京都母子父子福祉貸付資金会計

区	分	金額
1	歳入総額	5,130,596,687 ^円
2	歳出総額	3,753,819,243
3	歳入歳出差引額	1,376,777,444
4	翌年度へ繰越すべき財源	
	(1) 継続費通次繰越額	-
	(2) 繰越明許費繰越額	-
	(3) 事故繰越し繰越額	-
	計	-
5	実質収支額	1,376,777,444
6	実質収支額のうち地方自治法第233条の2の規定による基金繰入額	-

平成26年度東京都心身障害者扶養年金会計

区	分	金額
1	歳入総額	5,694,552,298 ^円
2	歳出総額	5,694,552,298
3	歳入歳出差引額	0
4	翌年度へ繰越すべき財源	
	(1) 継続費通次繰越額	-
	(2) 繰越明許費繰越額	-
	(3) 事故繰越し繰越額	-
	計	-
5	実質収支額	0
6	実質収支額のうち地方自治法第233条の2の規定による基金繰入額	-

平成26年度東京都中小企業設備導入等資金会計

区 分	金 額	
1 歳 入 総 額	4,047,164,059	円
2 歳 出 総 額	1,551,407,780	
3 歳 入 歳 出 差 引 額	2,495,756,279	
4 翌年度へ繰越すべき財源	(1) 継続費通次繰越額	-
	(2) 繰越明許費繰越額	-
	(3) 事故繰越し繰越額	-
	計	-
5 実 質 収 支 額	2,495,756,279	
6 実質収支額のうち地方自治法第233条の2の規定による基金繰入額	-	

平成26年度東京都林業・木材産業改善資金助成会計

区 分	金 額	
1 歳 入 総 額	82,024,775	円
2 歳 出 総 額	41,570	
3 歳 入 歳 出 差 引 額	81,983,205	
4 翌年度へ繰越すべき財源	(1) 継続費通次繰越額	-
	(2) 繰越明許費繰越額	-
	(3) 事故繰越し繰越額	-
	計	-
5 実 質 収 支 額	81,983,205	
6 実質収支額のうち地方自治法第233条の2の規定による基金繰入額	-	

平成26年度東京都沿岸漁業改善資金助成会計

区	分	金	額
1	歳入総額		89,621,616 ^円
2	歳出総額		162,697
3	歳入歳出差引額		89,458,919
4	翌年度へ繰越すべき財源	(1) 継続費通次繰越額	-
		(2) 繰越明許費繰越額	-
		(3) 事故繰越し繰越額	-
		計	-
5	実質収支額		89,458,919
6	実質収支額のうち地方自治法第233条の2の規定による基金繰入額		-

平成26年度東京都と場会計

区	分	金	額
1	歳入総額		5,932,989,877 ^円
2	歳出総額		5,932,989,877
3	歳入歳出差引額		0
4	翌年度へ繰越すべき財源	(1) 継続費通次繰越額	-
		(2) 繰越明許費繰越額	-
		(3) 事故繰越し繰越額	-
		計	-
5	実質収支額		0
6	実質収支額のうち地方自治法第233条の2の規定による基金繰入額		-

平成26年度東京都都営住宅等事業会計

区	分	金 額
1	歳 入 総 額	163,457,787,142 ^円
2	歳 出 総 額	162,160,505,335
3	歳 入 歳 出 差 引 額	1,297,281,807
4	(1) 継続費通次繰越額	-
	(2) 繰越明許費繰越額	215,613,000
	(3) 事故繰越し繰越額	-
	計	215,613,000
5	実 質 収 支 額	1,081,668,807
6	実質収支額のうち地方自治法第233条の2の規定による基金繰入額	-

備考： 決算書の翌年度繰越額と本調書4 翌年度へ繰越すべき財源との差額は未収入特定財源である。

翌年度繰越額	翌年度へ繰越すべき財源	未収入特定財源
9,332,000,000円	-	215,613,000円
	=	9,116,387,000円

平成26年度東京都都営住宅等保証金会計

区	分	金 額
1	歳 入 総 額	13,770,872,495 ^円
2	歳 出 総 額	4,147,133,252
3	歳 入 歳 出 差 引 額	9,623,739,243
4	(1) 継続費通次繰越額	-
	(2) 繰越明許費繰越額	-
	(3) 事故繰越し繰越額	-
	計	-
5	実 質 収 支 額	9,623,739,243
6	実質収支額のうち地方自治法第233条の2の規定による基金繰入額	-

平成26年度東京都都市開発資金会計

区	分	金	額
1	歳入総額		6,318,465,501 ^円
2	歳出総額		6,318,465,501
3	歳入歳出差引額		0
4	翌年度へ繰越すべき財源	(1) 継続費通次繰越額	-
		(2) 繰越明許費繰越額	-
		(3) 事故繰越し繰越額	-
		計	-
5	実質収支額		0
6	実質収支額のうち地方自治法第233条の2の規定による基金繰入額		-

平成26年度東京都用地会計

区	分	金	額
1	歳入総額		28,378,025,140 ^円
2	歳出総額		20,813,540,469
3	歳入歳出差引額		7,564,484,671
4	翌年度へ繰越すべき財源	(1) 継続費通次繰越額	-
		(2) 繰越明許費繰越額	1,544,000
		(3) 事故繰越し繰越額	10,717,000
		計	12,261,000
5	実質収支額		7,552,223,671
6	実質収支額のうち地方自治法第233条の2の規定による基金繰入額		-

備考：決算書の翌年度繰越額と本調書4 翌年度へ繰越すべき財源との差額は未収入特定財源である。

翌年度繰越額	翌年度へ繰越すべき財源	未収入特定財源
149,261,000円	- 12,261,000円	= 137,000,000円

平成26年度東京都公債費会計

区	分	金 額
1	歳 入 総 額	1,841,321,560,022 ^円
2	歳 出 総 額	1,841,321,560,022
3	歳 入 歳 出 差 引 額	0
4	翌年度へ繰越すべき財源	
	(1) 継続費通次繰越額	-
	(2) 繰越明許費繰越額	-
	(3) 事故繰越し繰越額	-
	計	-
5	実 質 収 支 額	0
6	実質収支額のうち地方自治法第233条の2の規定による基金繰入額	-

平成26年度東京都臨海都市基盤整備事業会計

区	分	金 額
1	歳 入 総 額	20,063,396,464 ^円
2	歳 出 総 額	8,593,101,121
3	歳 入 歳 出 差 引 額	11,470,295,343
4	翌年度へ繰越すべき財源	
	(1) 継続費通次繰越額	-
	(2) 繰越明許費繰越額	848,319,000
	(3) 事故繰越し繰越額	-
	計	848,319,000
5	実 質 収 支 額	10,621,976,343
6	実質収支額のうち地方自治法第233条の2の規定による基金繰入額	-

備考： 決算書の翌年度繰越額と本調書4 翌年度へ繰越すべき財源との差額は未収入特定財源である。

翌年度繰越額	翌年度へ繰越すべき財源	未収入特定財源
1,239,327,000円	848,319,000円	391,008,000円